

工賃向上推進事業 仕様書

1 業務名

工賃向上推進事業

2 事業の対象

事業所工賃向上計画を作成している県内の就労継続支援B型事業所とする。ただし、県内の就労継続支援A型事業所、生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち、事業所工賃向上計画を作成し、工賃の向上に積極的に取り組んでいる事業所を含んでも差し支えない。

3 実施内容

(1) 基礎研修事業

事業所等を対象に商品開発や販売戦略、生産効率向上のための企業的手法の導入やICTの活用をはじめ、新型コロナウィルス感染症や物価高騰による影響等も踏まえた業務改善方法や効果的な他業種への転換など専門的知識の習得、人材育成による組織強化、官公需や民間企業等とのネットワークの構築を図るための基礎研修を行う。ただし、農業分野を除く。

(2) 個別面談事業

基礎研修事業に参加した事業所等を対象に個別面談を行い、その事業所の既存事業に対する解決すべき課題及び対応策を検討し、改善に繋げる。ただし、農業分野を除く。

(3) 成果報告会事業

個別面談での改善状況等を他の事業所と共有するため、成果報告会を開催する。

4 事業の実施回数等

全ての事業において、地域性や属性に留意した内容とし、実施すること。

(1) 基礎研修事業は、2回以上実施すること。また、県内事業所全体の工賃水準の向上を図るため、新規開設事業所等が参加しやすいよう、研修内容や実施方法、実施時間帯等の工夫を行うこと。

さらに、開催形態については、会場での集合研修だけでなく、オンライン配信による研修開催も可能とし、研修当日後においても、参加できなかった事業所の学習や振り返り学習の機会を確保するため、オンデマンド配信を実施すること。

(2) 個別面談事業は、15か所以上の事業所に対し、延べ30回以上実施すること。ただし、

1事業所の最大面談回数については、4回までとする。また、15か所以上の事業所に満たない場合は、参加事業所の確保のため、追加募集等の対応をとること。

実施にあたっては、オンライン（同時双方向型）によるほか、事業所の希望により、会場や事業所での開催や、電話・メールによる方法にも対応すること。

(3) 成果報告会事業は、1回以上実施すること。なお、開催形態は会場での集合研修だけでなく、オンライン配信による研修開催も可能とする。

5 附帯業務

各事業に附帯する業務は以下のとおりとする。

- (1) 事業の企画及び運営
- (2) 会場の確保及び会場設営（必要機材の持ち込み等含む）
- (3) 対象事業所への周知・募集並びに連絡調整
- (4) 事業実施報告書の作成
- (5) その他、企画提案書の内容等に基づき甲と乙の協議により、事業の実施に必要と認められる業務

6 事業実施報告書

事業実施報告書は、様式任意とし、令和7年3月21日までに、データにて提出するものとする。

7 雜則

- ・乙は、企画提案に基づき、甲と連携をとりながら、本事業を実施すること。また、業務の進捗状況を隨時甲に報告すること。
- ・乙と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約をすることがある。
- ・乙は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、甲と協議し、甲の指示に従わなければならぬ。
- ・他の事業と併催実施する場合、円滑な事業実施が図られるよう調整をし、連携を図りながら行うこと。
- ・乙は、打合せのための資料作成等を行う。
- ・乙が本事業で入手したデータは、本事業以外に使用しない。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、決定する。